

農業農村整備事業（公共）

【308,404（296,226）百万円】

対策のポイント

農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

<背景／課題>

- ・農業競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要があります。
- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促し、産地収益力を向上させるため、水田の排水対策や水路のパイプライン化等を推進する必要があります。
- ・国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合
（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））
- 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定率
（約6割（平成27年度）→10割（平成32年度））
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合
（約5割（平成27年度）→10割（平成32年度））

<主な内容>

1. 農業競争力強化対策 103,395（91,251）百万円
大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進します。
パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進します。
2. 国土強靱化対策 205,009（204,975）百万円
基幹的な農業水利施設等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、ため池の監視・管理体制の強化、農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。
老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施します。

農業競争力強化基盤整備事業（1）	57,999（50,020）百万円
国営農地再編整備事業（1）	19,680（17,648）百万円
国営かんがい排水事業（1、2）	118,613（117,918）百万円
農村地域防災減災事業（2）	50,827（50,768）百万円
国営総合農地防災事業（2）	26,152（26,211）百万円
水資源機構かんがい排水事業（2）	7,250（7,006）百万円
国費率、補助率：2/3、1/2等	
事業実施主体：国、都道府県等	

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

農業農村整備事業（農業競争力強化対策）

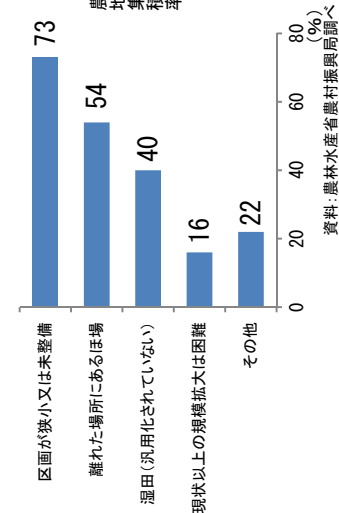
課題

○ 農業競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要があります。

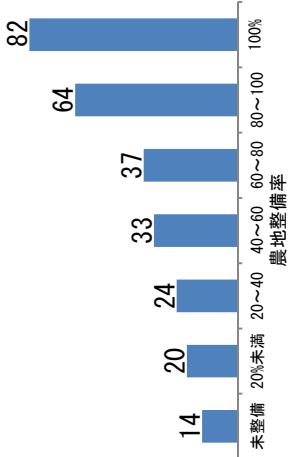
未整備水田は担い手への農地集積の障害

● 規模拡大を進めている担い手農家は、**狭小・不整形の水田を敬遠**

担い手農家が耕作の依頼を断った理由



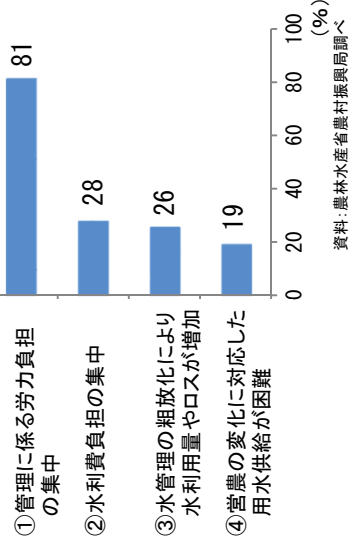
農地整備率と担い手への農地集積率 (2010年)



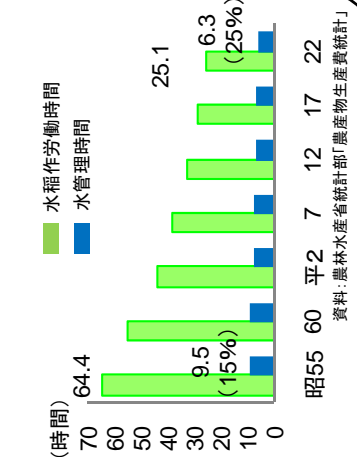
既存の農業水利システムでは水管理労力が重荷

● 老朽化した既存の農業水利システムでは、**水管理労力が重荷**となり、担い手への農地集積に支障

農地集積を進める上での水利に関する課題



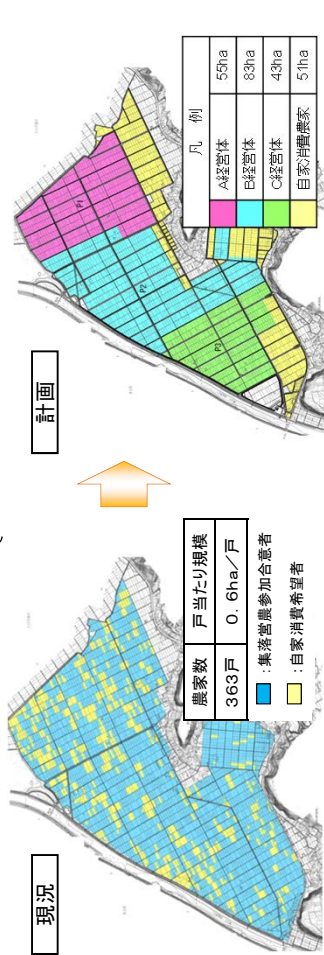
水稲作業労働時間に占める水管理時間の割合



対策

大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進

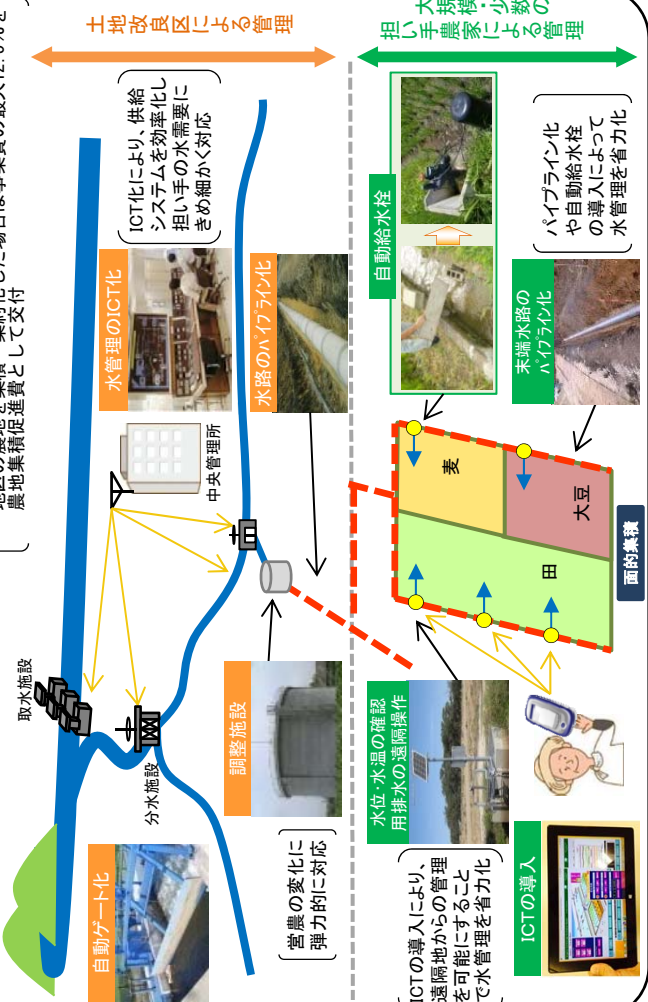
● 地域全体の一体的な農地整備
 【農業競争力強化基盤整備事業】
 ・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進

● 新たな農業水利システム（イメージ）

【水利施設整備事業（農地集積促進型）】
 ・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付

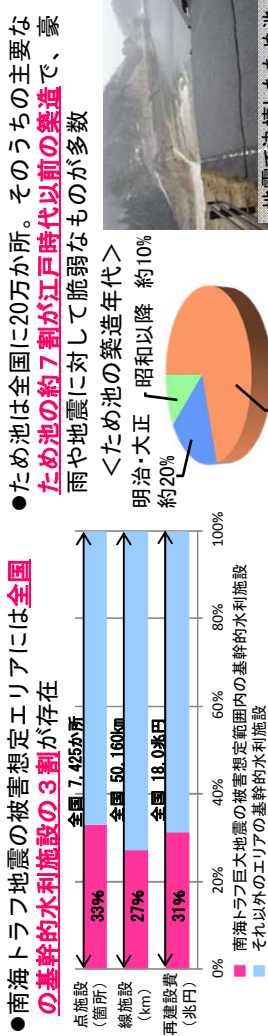


農業農村整備事業（国土強靱化対策）

課題

○ 国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要。

地震・集中豪雨等の自然災害の激甚化

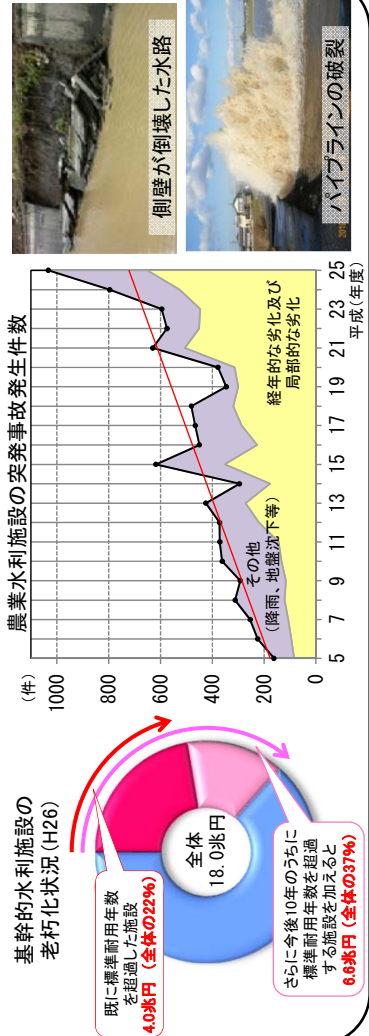


● 時間50mmを超える豪雨の発生頻度は近年増加傾向



農業水利施設の老朽化の進行

● 基幹施設のうち、既に**標準耐用年数を超過した施設は2割**。管水路破裂等の突発事故が多発化傾向



対策

農村地域の防災・減災

○ 基幹的な農業水利施設等の**耐震診断・耐震化、ため池一斉点検を踏まえたハード・ソフト対策**、農村地域の**洪水被害防止対策**等を実施。

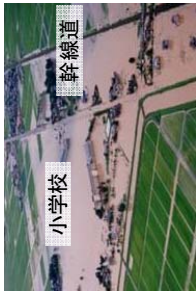
● 耐震診断



● ため池一斉点検を踏まえた対策の実施



● 洪水被害防止対策



農業水利施設の長寿命化

○ 老朽化した農業水利施設の**点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確**に実施

● 点検・診断結果のデータベース ● 農業水利施設の補修・更新化・可視化(イメージ)



平成29年度予算における農業農村整備事業の負担軽減等対策

- ① 農地整備事業の農地集積促進費（事業費の最大12.5%）
- ② 水利施設整備事業の農地集積促進費（事業費の最大12.5%）
- ③ 高収益作物の導入に対する助成
- ④ 自力施工等の簡易整備に対する定額助成（助成単価の加算措置あり）
- ⑤ 農家負担金の償還利子を助成
- ⑥ 防災重点ため池※の廃止に対する定額助成
- ⑦ ソフト対策（耐震照査、ハザードマップ作成等）への定額助成

事業名	負担軽減等対策の概要
① 農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)【継続】	農地の整備において、中心経営体への農地集積率に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%）
② 農業水利施設保全合理化事業及び水利施設整備事業(農地集積促進型)【継続】	水利施設の整備において、中心経営体への農地集積率に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%）
③-1 高収益作物導入促進基盤整備事業【新規】	水利施設等の整備において、高収益作物の作付面積の増加割合に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%）
③-2 農業競争力強化基盤整備事業【拡充】 (農地整備事業(中山間傾斜農地型))	中山間地域で実施する農地の整備において、高収益作物の作付面積の増加割合に応じて、中心経営体に対し支援費を交付（①と併せて交付可能）
④ 農業基盤整備促進事業【継続】	自力施工等の簡易整備（畦畔除去、暗渠整備等）に対する定額助成（中心経営体に面的集積する農地については定額助成単価を2割加算）
⑤ 農家負担金軽減支援対策事業【拡充】	農家負担金の償還利子の助成等〔助成期間の延長〕
⑥ ため池緊急防災体制整備促進事業【継続】 (農村地域防災減災事業のメニュー)	地域の防災上廃止することが妥当な場合の防災重点ため池※の廃止に対する定額助成
⑦-1 農村地域防災減災事業【継続】	定額助成のソフト事業（耐震照査、計画策定、ハザードマップの作成等）
⑦-2 農業水利施設保全合理化事業【継続】	定額助成のソフト事業（老朽施設の点検、機能診断、計画策定等）

※下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等のため池

注）下線部は平成29年度予算における拡充事項

国営かんがい排水事業（公共）

【118,613(117,918)百万円】

対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

<背景／課題>

- ・戦後整備された農業水利施設については、急速に老朽化が進行しており、耐用年数を超過した施設の増加に伴って、突発事故の件数も増加しています。
- ・基幹的な水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであり、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものです。
- ・また、それぞれの農業者が創意工夫しながら、営農を継続・発展させていくためには、畑地かんがい用水を含め、安定的な用水供給が必要です。

政策目標

- 国営造成施設の機能保全計画の策定率
(約8割(平成27年度)→10割(平成32年度))
- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

○ 農業水利施設の整備・更新

かんがい排水事業は、受益面積の規模に応じて水利施設体系を区分し、国、都道府県、市町村、土地改良区等が分担して事業を行っています。

このうち、国営かんがい排水事業は、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行っています。

具体的には、安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、用水対策としてダム、頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行います。

（採択要件）

- ① 受益面積 3,000ha以上（畑にあつては1,000ha以上）
- ② 末端支配面積 500ha以上（畑にあつては 100ha以上）

また、高収益作物の導入に必要な農業水利施設の整備や営農転換に向けたソフト対策を実施します（受益面積500ha以上）。

（ 国費率（基本）：農林水産省 2／3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%
事業実施主体：国 ）

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-6744-2206）]

国営農地再編整備事業（公共）

【19,680（17,648）百万円】

対策のポイント

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。

<背景／課題>

- ・農地の整備が遅れている地域では、ほ場条件の悪さから担い手への農地集積が円滑に進まず、人口減少社会、農業者の高齢化とも相まって、農地の荒廃が加速的に進行するおそれがあります。
- ・また、新たな土地改良長期計画においては、産地収益力の向上や担い手の体質強化に向けて、経営マインドや意欲を持った農業者が活躍できる環境の整備に取り組むこととしています。
- ・このため、農地整備の実施に当たっては、担い手の体質強化が一層図られるよう、担い手への農地集積を加速化するとともに、産地収益力の向上のための米の生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組につなげていくことが重要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>（下線部は拡充内容）

1. 国営緊急農地再編整備事業（施行申請期限：平成33年度末まで）
 - ・基幹事業：区画整理
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設整備、ため池等整備、農地保全整備、暗きょ排水、客土、農用地の改良又は保全

（採択要件）

 - ・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合（10%）以上
 - ・目標年度までに以下の①又は②の農地集積条件を満たすこと
 - ①農地集積率60%以上かつ集積増加率40%以上
 - ②農地集積率80%以上かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上
 - ・受益面積が400ha以上（但し、基幹事業200ha以上）
 - ・広域産地収益力向上基盤整備基本構想を策定すること 等
2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）
 - ・基幹事業：区画整理、開畑（水田転換を含む）、ため池等整備、農地保全整備
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設整備

（採択要件）

 - ・中山間地域等であること
 - ・基幹事業の受益面積が400ha以上（但し、区画整理及び開畑で2／3以上）等

〔国費率：内地2／3、北海道75%〕
事業実施主体：国

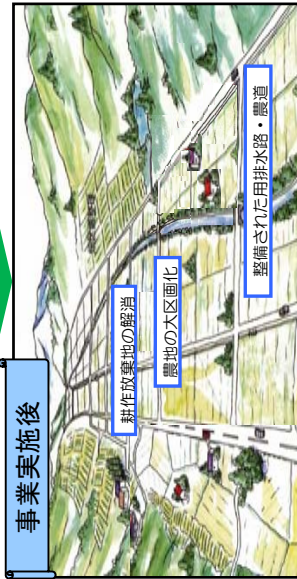
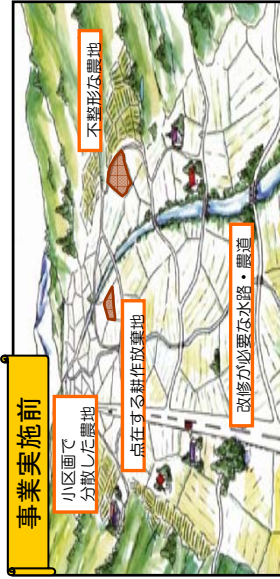
[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2207）]

○ 我が国農業の競争力を強化するためには、産地収益力の向上や担い手の体質強化に向けて、経営マインドや意欲を持った農業者が活躍できる環境の整備に取り組むことが必要。

○ 本事業では、広域的な農地の大区画化や排水改良等を行い、担い手への農地集積を加速化するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止を図りつつ、産地収益力の向上のための生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組を促進。

1. 事業内容

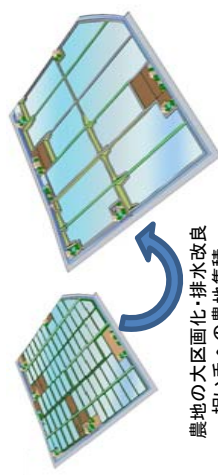
(事業内容)
基幹事業 区画整理
併せ行う事業 農業用排水施設、暗渠排水等



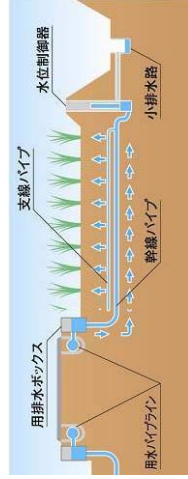
(事業実施による効果のイメージ)

農地の大区画化・排水改良等

○ 農地の大区画化や排水改良(地下かんがいシステム)の導入等(地下かんがいシステム)の実施



農地の大区画化・排水改良
担い手への農地集積



地下かんがいシステムの導入※

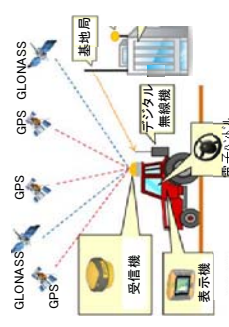
※ほ場の排水整備である。暗渠排水と暗渠管を利用した地下からの給水(地下かんがい)を両立させたシステム

産地収益力の向上

○ 農地の大区画化等に合わせ、直播栽培やICT等の省力化技術の導入を促進し、米の生産コストを低減



米の直播栽培技術



ICT (GPS) 技術

○ 地下かんがいシステムの導入等により、高収益作物への転換を促進



たまねぎの生産拡大



キャベツの生産拡大

2. 実施要件

- ・受益面積400ha以上等
- ・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれのある農地が10%以上存在すること
- ・担い手農地利用集積計画を策定するとともに、目標年度までに、担い手への農地集積率が60%以上となり、かつ40%以上増加すること、又は、農地集積率が80%以上となり、かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上となること
- ・土地改良長期計画の成果目標の達成に向けた、広域産地収益力向上基盤整備基本構想を策定すること 等

※下線部は拡充内容

3. 実施主体

国

4. 申請期限

平成33年度末まで

※下線部は拡充内容

国営総合農地防災事業（公共）

【25,783（25,853）百万円】

対策のポイント

自然的・社会的な状況の変化に起因した農用地・農業用施設の機能低下や災害発生のおそれに対処するために、農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、大規模な地震や集中豪雨が頻発しており、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
- ・また、農村の都市化・混住化や流域開発による農用地への湛水被害の増大、生活雑排水の流入による農業用水の水質汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下等が発生しています。
- ・これらを踏まえ、機能低下した農業用排水施設の機能回復や耐震対策等の防災対策を強化して推進する必要があります。

政策目標

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積

（農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度））

<主な内容>

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害などに対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

（採択要件）

- ① 受益面積（基本） 3,000ha以上
- ② 末端支配面積（基本） 300ha以上

（国費率：農林水産省 2／3、北海道 3／4）
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援（公共）

【103,395百万円の内数（一）】

対策のポイント

区画整備済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備と併せ、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を行うことにより、地域全体での営農転換を強力に推進します。

<背景／課題>

- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における畑作物の導入と品質向上
- ・収量増を可能とする、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化を推進する必要があります。
- ・主に区画整備済みの水田地域において、高収益作物の導入を進めるためには、徹底した排水対策や適期適切な用水供給を可能とする自由度の高い配水体系の整備による水田の畑地化・汎用化等とともに、営農転換に向けた水利用・土地利用・作付調整をはじめとする地域全体での合意形成を円滑に進めることが重要です。

政策目標

基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合

（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））

<対象事業>

- ①国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進対策）
- ②農業競争力強化基盤整備事業（高収益作物導入促進基盤整備事業）
【採択要件】高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加すること 等

<主な内容>

1. 生産基盤の再整備（ハード対策）

水田の畑地利用に必要なほ場レベルの末端用排水施設等の整備を、効果発現に必要な基幹水利施設の整備と一体的・機動的に推進

- 排水性向上のための暗渠排水、排水路改修
- 作物やほ場毎の用水需要に応じてのかん水を可能とするパイプライン化
- 用水の自由度を高めるための調整池（ファームポンド）の整備 等

2. 合意形成に向けた支援（ソフト対策）

水田の畑地化・汎用化による営農転換を進めるための取組を支援

- 水利用・土地利用・作付調整支援、営農転換に向けた支援
- 高収益作物導入に向けた促進事業（促進費）

（ ①の事業 事業実施主体：国、国費率（基本）：2／3等
②の事業 事業実施主体：都道府県等、補助率：50％等 ）

[お問い合わせ先： 農村振興局水資源課 （03-3502-6246）]

- 区画整備済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化※を行うため、ほ場レベルの末端用排水施設の整備を、効果発現に必要な基幹水利施設の整備と一体的・機動的に推進

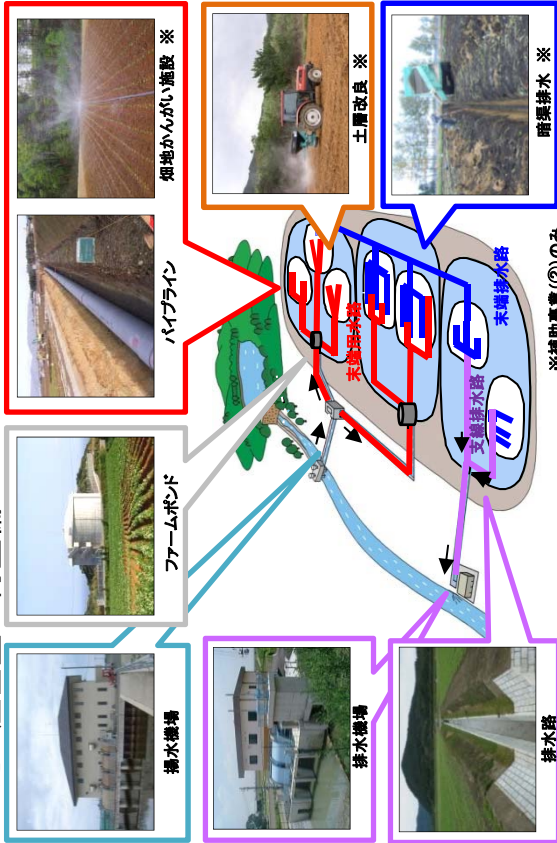
※「畑作物に軸足を置いた汎用化」：地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用のこと

- 併せて、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を行うことにより、地域全体での営農転換を推進

1. 事業内容

(1) 基盤整備

- 高収益作物を導入するために必要な水利施設を中心とした生産基盤の再整備



(2) 合意形成に向けた支援

- 調査・調整、指導
 - ・関係農家の意向調査、水利用・土地利用・作付調整活動
 - ・栽培技術の指導、土壌診断や作付実証、安定生産・生産ロット確保のための調査 等



- 産地形成促進事業（促進費）（補助事業②）

・助成割合

作付面積増加割合	国営事業①	補助事業②
5ポイント以上	5.20%	6.25%
6ポイント以上	6.24%	7.50%
7ポイント以上	7.28%	8.75%
8ポイント以上	8.32%	10.00%
9ポイント以上	9.36%	11.25%
10ポイント以上	10.40%	12.50%

・事業実施主体

：都道府県、市町村、土地改良区

・左記の表に加え、事業実施前が5%未満の場合には、10%以上に引き上げる

※本事業を実施した地区は、水田活用の直接支払交付金を交付しないこととする。
 （ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分については、事業完了後5年間は激変緩和措置を講ずる。）

2. 実施要件

- ①国営事業：国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進対策）

(1) 受益面積 500ha以上（高収益作物の導入のための末端用排水施設の整備を含む）

(2) 高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加

- ②補助事業：高収益作物導入促進基盤整備事業

(1) 受益面積20ha（中山間地域にあっては10ha）以上

(2) 高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加（ただし下限値 2 ha（中山間地域にあっては 1 ha））

3. 実施主体・補助率

- ①の事業においては

- ・事業実施主体：国
- ・国費率：2／3等

- ②の事業においては

- ・事業実施主体：都道府県等
- ・補助率：50%等